

茅野市空き家管理事業者登録・紹介制度のご案内



こんなお悩み
ありませんか？



- 実家を相続したが空き家になっている。どうすればいい？
- 遠方に住んでいるため管理に行くのが大変。
- 高齢になり庭の草刈りや手入れができなくなった。誰かに依頼したい。
- 長期入院や施設入居で家や庭のお手入れができない・・・
- 長年暮らした愛着ある家なので、誰かに利活用してもらいたい。

茅野市では、こういったお悩みをお持ちの所有者様に、空き家の管理に係る業務を行う事業者の情報提供を行っております。茅野市に登録された管理事業者の名簿一覧を茅野市ホームページにて公開しています。ご自身での管理が難しい場合は、管理事業者に依頼することもひとつの選択肢です。

空き家の主な管理業務

- ①外観の点検 ②家屋の通風 ③水道の通水 ④敷地内・家屋の清掃
- ⑤雨漏りの確認 ⑥庭木の剪定 ⑦除草（庭等の草取り） ⑧家財の処分

料金や管理業務の内容については、管理事業者ごとに異なりますので、管理事業者名簿や各管理事業者のパンフレット等をご覧ください。依頼内容につきましては、管理事業者と協議し、決定してください。

空き家管理の内容は、事業者によって異なりますので、複数の事業者に管理内容の確認をすることをお勧めします。

お問合せ先 都市計画課 住宅係 TEL 0266-72-2101（内線538）
〒391-8501 茅野市塚原二丁目6番1号 HP:<https://www.city.chino.lg.jp>

空き家管理に係る業務を行う事業者又はまちづくり団体等の方

空き家管理事業者の登録を受けることができる事業者。

次に掲げる要件を全て満たす必要があります。

▷事業所（登記簿上の本店又は支店をいう。）が市内に所在すること。

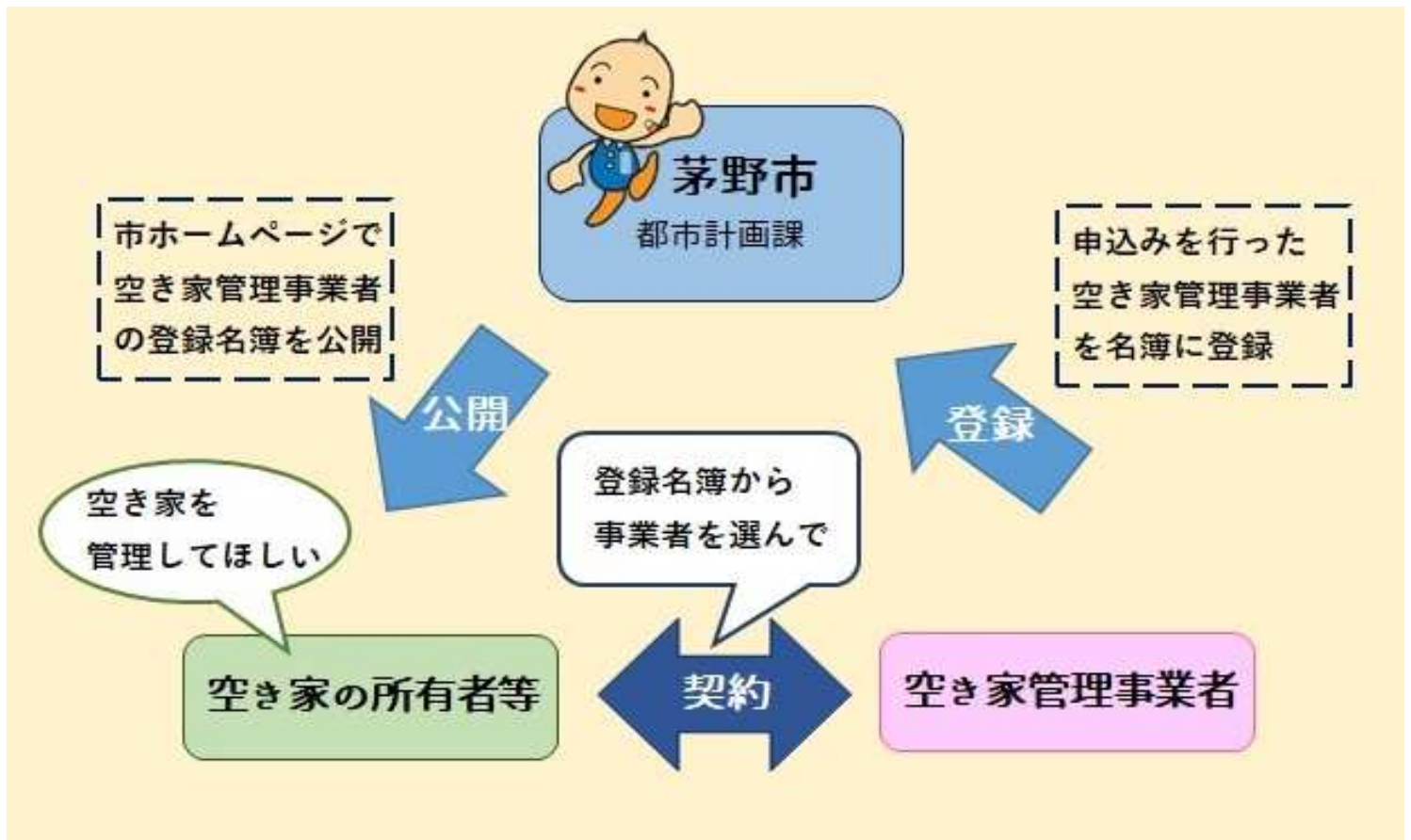
▷構成員に暴力団員がないこと。

▷自らが行う空き家管理業務について、パンフレット、ホームページ等で広報を行うことができること。

▷空き家管理業務の報告を所有者等へ行うことができること。

▷空き家管理業務として家財の処分を行う事業者にあつては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定による一般廃棄物の収集及び運搬に係る許可又は古物営業法第3条の規定による許可を受けている者であること。（ただし古物商の許可のみを受けている者にあつては、一般廃棄物の収集及び運搬に係る許可を受けている者と一般廃棄物となる家財の収集及び運搬について委託契約を締結している者であること。）

空き家管理事業者の登録を希望される市内の事業者又はまちづくり団体等の方は、都市計画課住宅係窓口または、茅野市ホームページに様式がありますので、必要書類を添付の上、都市計画課住宅係へご提出ください。



空き家管理業務の契約内容（金額や業務内容等）については、市は一切関与せず、空き家管理事業者と空き家所有者等の両者で決定し、実施していただきます。

お問合せ先 都市計画課 住宅係 TEL 0266-72-2101（内線538）
〒391-8501 茅野市塚原二丁目6番1号 HP:<https://www.city.chino.lg.jp>